

質問回答

平成25年8月7日

「パレスチナ零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト」

(公示日：平成25年7月10日 / 公示番号：5) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	指示書(10頁)	「第三国研修は東アジアと連携し・・・」とありますが、中国もしくは韓国への研修を想定しているのでしょうか。	パレスチナ支援の枠組みとして、「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD: Conference on the Cooperation among East Asian countries for Palestinian Development)」が平成25年2月に発足しました。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/ceapad_gaiyo_20130214.html 日本とパレスチナ以外の参加国は、インドネシア、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、ブルネイ、韓国です。 本プロジェクトではこの枠組みの中での連携を想定しており、業務指示書中の「東アジア諸国」は、これらの国々を指しています。
2	同上	第三国研修受入れ先への謝金の基準は何かありますか。	特に基準はありません。
3	指示書(21頁)	成果品の作成要領について記載がありません。	第2 業務の目的、内容に関する事項 7. 成果品等 (2) 報告書作成にあたっての留意点 (別紙 p.21) 項目ア～エの後に、以下の1項を追加します。 「オ プロジェクト事業完了報告書については、製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については『コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン』を参照すること。」

通番 号	当該頁項目	質問	回答
4	指示書（24頁）	<p>第3 業務実施上の条件 9 . その他に「技術経費」の加算にかかる記載がありますが、本件は＜新積算＞適用案件であるため、技術経費は積算費目として存在しません。</p>	<p>誤記がありましたので、以下のとおり訂正します。</p> <p>「(2)一般管理費等の加算 本業務の対象地域は治安面で十分に安定しているとは言い難い地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等について10%を上限として加算して計上することが出来るものとする。」</p>

以上